

《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部警務部拠点整備課

委 託 業 務 名 R 4 警 営 航 空 隊 松 ・ 豊 久 他 建 築 設 備 等 定 期 点 検 業 務

別 途 発 注 委 託 業 務 無 し

- ・ 本業務は、重点調査制度の（対象業務・**対象外業務**）である。

1 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、令和4年11月25日（金）の正午までに、拠点整備課へ提出すること。

質疑書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールについては、送信後に電話により受信について確認すること）により提出するものとする。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

提出先 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 1 0
徳島市万代町2丁目5番地1
徳島県警察本部警務部拠点整備課拠点企画係
電 話 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 2 - 9 4 8 7
電子メール f-kikaku@police.pref.tokushima.jp

（※）質疑の提出期限について

入札開始日が月曜日の場合は、前日及び前々日が休日であることから、水曜日の正午までとなる。

2 注 意 事 項

- ・ 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。

3 そ の 他

- ・ 調査箇所は、調査対象施設の管理者等の意向により減少する場合がある。
調査箇所に関する確認・協議は本委託業務に含むものとする。